

令和5年12月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

令和5年12月15日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企画財政課長	佐々木 健太郎
税 務 課 長	田 崎 真 子
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	荒 木 俊 行
会 計 課 長	田 崎 あ け み
住民福祉課長	小 中 尾 寿 隆
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	森 文 博
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	畑 中 浩 輔
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

第1 議案第54号 令和5年度川棚町一般会計補正予算（第6回）

第2 請願第3号 国連総会で採択されたガザ休戦を求める決議に
ついての請願

第3 請願第4号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書
を政府に送付することを求める請願書

第4 議員派遣の件

総務厚生委員長報告

〃

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 議案第54号

議 長 はじめに、日程第1、議案第54号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第54号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,949万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億813万8,000円にしようとするものであります。

今回の補正につきましては、国の補正予算成立に伴い、各自治体に対して物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されることに伴い、本交付金を活用し、国が指定する「低所得世帯支援」及び「物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援」の実施に要する経費を計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、私のほうから、内容について説明をさせていただきます。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8・9ページをお開きください。

2款総務費であります。

1項7目企画費につきましては、物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援をするため、先日承認いただきました第5回補正予算の中学3年生保護者世帯への卒業祝い金を、物価高騰支援事業として位置づけるため、企

画費としては減額し、26目物価高騰対応重点支援事業費の説明欄の番号2子育て支援事業費に組み替えるものであります。事業内容につきましては、先日説明いたしました内容に変更はなく、本町に住民票をおく中学3年生保護者世帯に対して、卒業生1人あたり3万円を交付するものであります。令和5年度は130人を予定し、18節として400万円を計上するものであります。

26目説明欄の番号1マイナカード生活応援事業費につきましては、物価高騰の影響を受けている町民を支援するため、19歳以上のマイナンバーカード保有者へ、デジタルポイントまたは商品券による支援を行うものであります。本町の公式LINEからの電子申請を基本とし、マイナンバーカード公的個人認証による申請を行っていただきますと、一人あたり6,000円のデジタルポイント等を交付するものであります。

スマートフォンを保有していない方については、マイナンバーカードを役場窓口でご提示いただく形で申請いただきますが、DX推進の観点や、窓口申請においては電子申請と比較し事務処理が煩雑になることから、デジタルポイントとの支援額に差を設けることとし、3,000円の商品券を交付することといたします。

19歳以上の町民ということで、対象者は約8,700人であり、1月下旬ごろ受付を開始する予定であります。予算としましては、1節報酬、4節共済費、8節旅費は会計年度任用職員の雇用経費として、3節は時間外勤務手当として、7節はデジタルポイント及び商品券代として、10節はチラシ作成費等として、11節はデジタルポイント発行手数料5パーセント相当、及び商品券発送費等として、13節は公的個人認証サービス利用料としてそれぞれ計上するものであります。財源としては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することとしております。10・11ページをお開きください。

3款民生費であります。

1項7目物価高騰対応重点支援事業費につきましては、第2回補正予算においてご承認いただきました、低所得世帯への3万円の給付に加え、今回、国から7万円の追加給付を行う方針が示されたことから、所要の予算を計上するものであります。

令和5年12月1日を基準日とし、本町に住民登録があり、令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯、及びそれに類似する家計急変世帯と認められる世帯に対して1世帯あたり7万円を給付するものであります。世帯数は約1,700世帯を想定しております。3節は時間外勤務手当として、10節は事務用品代として、11節は郵送料等として、12節は支給に必要なシステム改修費として、18節は支援金原資として、それぞれ計上するものであります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することとしております。

2項4目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため保育園等における保育料を支援するものであります。対象は、保育園等における0歳から2歳児までの令和6年1月から3月までの3か月間の保育料であり、18節を740万円、事務用品費として10節をそれぞれ計上するものであります。財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしております。12・13ページをお開きください。

7款商工費であります。

1項8目物価高騰対応重点支援事業費につきましては、物価高騰の影響を受けている町内運送事業者に対して、保有車両台数に応じて定額の支援金を交付するものであり、1節・4節・8節については、会計年度任用職員の雇用に関する経費として、10節は消耗品費として、11節は振込手数料として、18節補助金は支援金としてそれぞれ計上するものであり、財源としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することとしております。次のページをお願いします。

14款予備費であります。

1項1目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより減額するものであります。以上が歳出であります。

続きまして歳入をご説明いたします。6・7ページをお開きください。

14款国庫支出金について説明いたします。

2項5目総務費国庫補助金については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として補正するものであります。歳入は以上であります。

16ページ目以降につきましては、給与費明細をお付けしておりますが、

こちらについては説明を省略させていただきます。

以上で、令和5年度一般会計補正予算（第6回目）の説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。堀池議員。

9 番 堀 池 9番堀池です。支出のほうで11ページにありました、低所得世帯重点支援交付金。この分は一番皆さんからちょっといろいろ質問があるんですけども、いつごろ交付になるのかと、お聞きしたいと思います。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。それでは、この11ページの低所得世帯重点支援交付金、この部分についての支給時期というご質問でございますけれども。これにつきましてはですね、まずは、今月に給付に係るシステムをまず改修を行いまして、1月の上旬から中旬にかけてですね、前回の1世帯あたり3万円の給付該当世帯に対しまして、振込通知書を発送する予定でございます。それで支給が2月の上旬ごろになろうかと思っております。以上でございます。

議 **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 先ほど話があったように、前回3万円振込したところということなので、口座番号はわかってるんじゃないかなという感じがするんですけども。やはりシステムの改修っていうのが、そんなに時間がかかるということではよろしいですか。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 おっしゃるとおりですね。前回の支給については、対象になる方については口座番号等がわかっておりまして、支給事務に対しましてはですね、誤りがないような処理をしたいということもあります。

それと基準日がですね、12月1日基準となっておりますので、その点も踏まえ異動等もございますので、まずはシステムのほうの改修を行って、誤りのない事務を進めたいと思ってるところで。システム改修についてはですね、まずはこの予算通ったあとですね、すぐ改修で今月中にはシステムのほう終わると思います。

それで、その後年明けまして上旬から中旬にかけてですね、通知につきましてはですね「この口座に振り込んでいいですか」という内容の通知を行

います。そして、もし変更したいとか、それは違うよということであれば、「いついつまでにこちらにお知らせください」という期間をちょっと設けて、最終的に定めた支給日に振り込むというような進め方をしたいと思っております。それが2月の上旬には振り込めるだろうという計画でございます。

議 長 ほかに、堀池議員。

9 番 堀 池 ありがとうございます。ただせつかくのこの交付になります。で、年末年始でやっぱり大変なんで、ちょっと急いでもらえないかなというご希望が多いのは確かであります。ただ少しでも、早くできるようにその点、前寄せでお願いしたいなと思いますけれども。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 そうですね。なるべくですね早い支給に務めたいと思っておりますので、その分お見守りくださいますようお願いいたします。

議 長 ほかに、田口議員。

1 0 番 田 口 歳入歳出とも1億2,949万7,000円ということで、国からくる地方創生臨時交付金の金額に合っているんですが、歳出のほうは実は企画費など、そのマイナカード生活応援事業費ということで3,300万あまり計上がなされて、これも項、目言えば、物価高騰対応費重点支援事業費となっておりますが、実質的には予備費を3,700万取り崩して、そういう企画費などに充ててるというかたちになってると思います。ので、結局予備費を取り崩すっていうのは、町のお金を使うということになると思いますが、その町のお金を使った部分については、国からの補填というものはないのでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。田口議員のご質問にお答えします。まず10ページをお開きください。今回予備費としては、3,790万の減額ということで、執行いたしますが、その大きな内訳としましては、10ページにございます1項7目の低所得者、先ほどの7万円給付、こちらのほうで全体事業費としては、1億2,000万円程度に対して、国費が9,000万程度、そして、一般財源を3,200万充ててるようなかっこうとなっております。こちらの3,200万、国費が9,000万しかきてないというところで、今概算

交付ということで、令和4年度の世帯数を8割掛けを基礎として、この概算交付がなされておりますが、先ほど住民福祉課長からも説明がありましたとおり、12月1日現在の支給日における世帯数に応じて、後ほど確定の交付がなされるものとなっております。

やはりこちらの3,200万程度はもうそういう額で確定というかたちで交付がなされますので。そして、残りのですね500万程度につきましては、執行残等も含めながら、いったん一財で措置させていただきますが、執行残もみながらこの一財が極力減るようなかたちになろうかと思っております。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。山口議員。

3 番 山 口 第5回の補正でも、質問したんですけども。中学卒業生に対する3万円の給付なんです。これが単に支給方法が口座に振り込むのか、それとも、せっかくの3万円のお祝い金でございますので、川棚町としてやはり若い世代に頑張っていたきたいと、そういう思いを込めて、なんか支給方法を考えていただきたいなと思うんですけども。ただ単にこれは口座に振り込まれば、なんとなく、おそらくそう思わないと思いますけれども。天から降ってきた3万円かなと、ありがたいと。そんな気持ちで貰うんじゃないかと、中学卒業生に対して、川棚町も子育てを頑張ってるんです。そして皆さんがたも川棚町の思いを受けて、頑張っただけでぜひ将来的に川棚町になんらかのかたちで、帰ってくるなり、いろんな貢献をしていただければと、そういう思いを込めて、給付方法を考えていただければと思いますけれども。なんらか考えておられますか。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。山口議員のご質問にお答えします。議員のおっしゃるように、今回3万円ということで、給付いたしますが、どういうかたちで給付するかによって、町民の方、対象の方の受け取り方というのはかなり違ってくると思いますので。そういう意味では、事業効果をより高めるというところで、その交付方法については、慎重に検討しないといけないかなと考えております。ただちょっと具体的なやり方については、まだちょっと検討が進んでいない状況ではあります。おっしゃったように効果的になるようなかたちで、交付方法については、検討したいと考えております。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

1 3 番 小 谷 1 2 ページ、1 3 ページの運送事業者に関しての分の補助ですけども、支援ですが。説明では台数に応じてということでありましたが。対象の会社がどこまで多分言えないと思いますので、何社ぐらいあるかと、あと、その台数に応じてというところの、その算定基準といいますか、金額といいますか、そこを説明お願いいたします。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 小谷議員の質問にお答えします。対象事業者につきましては、20 事業者を予定しております。台数につきましては、これも想定ですけども、185 台分を想定です。あと、支援金の単価についてでよろしいでしょうか。はい。貨物用普通車、けん引車および貸し切りバスにつきましては、1 台 2 万円。それと貨物用軽自動車、タクシー、代行運転自動車につきましては、1 台 1 万 5, 000 円。それと貨物用小型車と霊柩車につきましては、1 台 1 万円を予定しております。以上です。

議 **長** 他に質疑はありませんか。補足説明。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 すいません。先ほど対象事業者 20 事業者と言いましたけども、ちょっと訂正をさせていただきます。重複してる事業者もありましたので、18 事業者に訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

議 **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第54号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第54号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:22)

日程第2 請願第3号

議 _____ **長** 次に、日程第2、請願第3号「国連総会で採択されたガザ休戦を求める決議についての請願」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 それでは、報告を行います。お手元に配付されてます報告書のほうをご覧ください。

令和5年12月13日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 堀池浩。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1. 受理番号 請願第3号。
2. 付託年月日 令和5年12月8日。
3. 件名 国連総会で採択されたガザ休戦を求める決議についての請願。
4. 審査の結果 不採択とすべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。

請願第3号「国連総会で採択されたガザ休戦を求める決議についての請

願」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過と内容。

(1) 審査期日 令和5年12月11日、13日。

(2) 審査場所 第1委員会室、大会議室A。

(3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。

(4) 説明者 請願者 川棚町政を考える会共同代表・事務局長 原豊典氏、紹介議員 辻清人 議員。

請願者に対する主な質疑と答弁。

質疑、イスラエルとパレスチナの継続的な紛争であり、宗教間、民族的な争いとなっているが、戦争そのものを終結させる、人道的擁護に対する思いを届けてほしいというものか。

答弁、合意を得られるのが一番いいが、急にはできない。国際人道法に基づいて、戦争でもルールがある。国連121か国で決議したが、それでも止められていない。この国連決議自体に対して議会としての意志を明らかにしてほしいとの思いである。

質疑、この請願を決議してくれとのことだが、決議をしてくれにとどめるのかそれとも、意見書を出してくれとのことなのか。

答弁、決議をしていただきたい。後は意見書を出すかどうかは議会の判断に任せる。少なくとも何らかの意思表示を議会として出していただきたい。

質疑、決議を求められているが、川棚町議会が採択するその影響はどのように考えているのか。

答弁、影響はよくわからないが、報道してくれないとせっかく決議しても意味が薄くなる。

質疑、既に国連では決議し停戦を働きかけている中で、川棚町議会で決議する意味合いは。追従することなのか。

答弁、町民の方々が心配されている。議会も傍観していない、ちゃんと考えていると、町民に対してそういう姿勢を伝えることが大事である。

2. 討議の主な内容。

・請願の内容は共感できるが、先だって国連で採択され両国にも再三再四申入れをおこなっている。町議会として請願を採択するのは不合理と考える。

・国連総会でも決議されたことであり、全世界が望んでいることである。あえて町議会で決議するのか、町議会の権限に属するものか疑問である。

・町議会での意思表示が必要である。何らかの意思表示をして発言することが大事であり、大きなインパクトがある。

・国を超えた国連で平和を望む意志はすでに集約され採択されている。何をもって川棚町議会で採択が必要なのかわからない。

・思いは同じで気持ちもわかるが、今このタイミングで本町議会であえて採択する必要があるのか、その効果が問われかねない。

・思いは皆一緒に、国連ですでに採択されている。町議会として権限が属するのかが疑問である。

3. 審査の結果。

反対討論。

・世界各地ほとんどの方は平和を願っている。国連総会の特別会合で既に採択されており、町議会の役割としてこれを決議する必要はないと判断し反対する。

賛成討論。

・国連総会で採択されたことで、請願として議会で通すべきである。国際人道上の遵守が必要であり、町議会だからこそ決議する必要があり賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、請願第3号「国連総会で採択されたガザ休戦を求める決議についての請願」については、賛成少数で不採択とすべきものと決定した。

4. 委員会の意見。

平和を望む思いには共感するが、既に国連で決議され両国にも再三再四申入れをおこなっており、町議会として決議する必要はないと判断した。

以上です。

議 _____ **長** これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、請願第3号「国連総会で採択されたガザ休戦を求める決議についての請願」に対し討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定であります。まず、この請願に対する賛成者の発言を許します。辻議員。

6 番 辻 議席番号6番辻です。この請願は町民のですね、テレビとか新聞報道などでですね、子どもたちがたくさん亡くなっているっていうときに、私たちは何もできない、なんかできることがないだろうかということで、請願が起こってきたものと思います。

この請願に対しても、国連総会のことが言われましたけども。10月27日に採択された分は121か国が賛成だったんですね。そして、日本国は棄権。ところが12月12日には153か国が賛成で32か国増えています。それは日本国も賛成しています。それに加えてやっぱり私たちがこう何もできないということではいけないということで、町議会でも、やっぱり話し合いをしてこれに賛成してほしいという思いを込められていると思っています。そういうことで私は是非賛成するというので発言したいと思います。以上です。

議 長 次に、請願に対する反対者の発言を許します。小牟田議員。

8 番 小牟田 8番小牟田です。この請願の内容につきまして、この平和を願う気持ち、非常に共感がわきます。皆さんそういうふうに思っておられることだろうと思います。国レベルで動きまして、国連の特別委員会でも、採択された事項。日本もこれに賛成をしております。残念ながら常任理事国の棄権とかですね、そういうふうなことでなかなか前には進んでおりません。しかし、国としては、できるだけ意思表示をやっているところがございます。これをこの町議会です、新たにまた採択して、請願するという必要はないと考え、この請願提出については反対をいたします。以上です。

議 長 ほかに討論はありませんか。炭谷議員。

6 番 炭谷 6番炭谷猛です。今この総務厚生委員会の審議の結果を見ているわけですけども。そもそも私は、こういう戦争、人が人を殺す、これそのものが私に言わせれば、時代として、経過としてあったわけですけども。い

ろんな事情があっても、ましては今回の場合は、無差別攻撃、病院施設等
いろいろな攻撃がされておりますけれども。いろいろな事情があるにせよ、私は
人が人を殺す、武力を持って殺すということは、これはいかなることがあつ
ても、やってはいけない。これは人だけが考える、世界中で生き物の中で、
人だけがやっている野蛮な行為というふうに思いますので。私はこの案を国
がしてもせんでも、その我々普通一般国民のほうから、こういった戦争はお
かしいよということはあるにせよ、当然であるという考えのなかから、賛成とし
たいと思います。

議 _____ **長** 次に、請願に対する反対者の発言を許します。ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第3号「国連総会で採択されたガザ休戦を求める決議につ
いての請願」の採決を行います。この採決は起立によって行います。この請
願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。請願第3号
「国連総会で採択されたガザ休戦を求める決議についての請願」を採択する
ことに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい、起立少数です。したがって請願第3号「国連総会で採
択されたガザ休戦を求める決議についての請願」は不採択とすることに決定を
いたしました。

(10 : 34)

日程第3 請願第4号

議 _____ **長** 次に、日程第3、請願第4号「健康保険証の廃止をしないよう
求める意見書を政府に送付することを求める請願書」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 それでは、お手元に配付しております委員会審査報告書をご覧ください。

令和5年12月13日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 堀池浩。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1. 受理番号 請願第4号。
2. 付託年月日 令和5年12月8日。
3. 件名 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書。
4. 審査の結果 不採択とすべきものと決定。

次のページは白紙なので、その次を開けてください。

総務厚生委員会審査報告。

請願第4号「健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過と内容。
 - (1) 審査期日 令和5年12月11日、13日。
 - (2) 審査場所 第1委員会室、大会議室A。
 - (3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。
 - (4) 説明者 請願者 東彼民主商工会事務局長 朽原明浩 氏、全日本年金者組合川棚支部 生月ヨリコ 氏、紹介議員 炭谷猛 議員。

請願者に対する主な質疑と答弁。

質疑、マイナ保険証の利用率が4.49パーセントと言われたが、どこの数値か。町内の病院では使っている人が多いと認識しているが。

答弁、どこかの資料だったが、今持ち合わせていない。川棚町役場に町内の利用率を聞いたが承知してないとの回答だった。ある自治体での数字がこの数値であった。

質疑、川棚町のマイナンバーカード交付率は8割を超えており、高齢者の方がマイナ保険証をよく利用されていると思うが。

答弁、使っている人達はいるが、なかなか使いこなせていないし、病院事務の方も手順などの説明で大変である。マイナ保険証を使う必要があるとき、どうしたらいいか困ってしまう。現在使っている保険証をなくさないでほしい。

質疑、マイナ保険証がない方には、政府は資格確認書を送付するようになっているが、交付方法や使用期限は。

答弁、資格確認書の発行に関して初回発行は、マイナンバーカード未作成者全員に送付され、有効期限5年間となっている。

質疑、現在の健康保険証では身分証明にはならず、マイナンバーカードのほうが非常に便利であると思う。作りたくない方は何か理由があるのか。

答弁、マイナンバーカードは使い勝手が悪く、預金口座や保険証等の紐づけで個人情報の漏洩を心配されている。心配だという人を強制的に作らせることが問題である。

質疑、マイナ保険証が国民皆保険制度を崩壊させるとの説明だったが、その理由は。

答弁、マイナ保険証作成や紐づけが困難な認知症、独居老人、障がい者の方々は十分な対応ができなくなる。病院で必要となるカード読取機設置やデジタル化で廃業を考える個人病院があり、等しく医療を受けられる国民皆保険制度が崩壊する可能性が考えられる。

2. 討議の主な内容。

・個人情報漏洩の心配や作成困難な方など、いろんな方がおられるので、健康保険証は残すほうがよい。

・マイナ保険証に切り替えたほうが便利になり、情報共有としても有効でありメリットとなる。なぜ拒まれるのか疑問である。

・マイナ保険証への手続きができない、したくない方々へは有効期限5年間の資格確認書が発行される、現在の健康保険証よりも資格確認書のほうが利便性は高い。

・高齢者の方々は慣れないから不安も多いと思うが、国として資格確認書等の発行を考えており使いやすくなると思う。

・今は移行期で、高齢者や障がい者の方々には戸惑いがあると思うが、マイナ保険証は将来的に利便性がある。フォローアップが十分にできれば不安

も沈静化すると思う。

3. 審査の結果。

反対討論。

・現行の健康保険証は、使いやすいシステムだが、今後の病院対応などを考えたときマイナ保険証が有利となってくる。マイナ保険証がない方には資格確認書発行となるが、この資格確認書は申請しなくとも該当者に送付され、有効期限も5年間となっており利便性は高くなる。よって反対する。

賛成討論。

・マイナンバーカードを持っている人と、持っていない人を特定する作業などで、各自治体の負担がかなりかかる。資格確認書を発行するまでは健康保険証が必要である。また、認知症や施設入所者や意思を表すことが困難な人などいることから、健康保険証は必要であると思い、採択に賛成する。

以上で討論を終結し、採択の結果、請願第4号「健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書」については、賛成少数で不採択とすべきものと決定した。

4. 委員会の意見。

現在の健康保険証に比べマイナ保険証は利便性が高く、マイナンバーカード未作成の方や、紐づけされていない方などには資格確認書を送付する予定である。よって意見書を提出する必要はないと判断する。以上です。

議 長 これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、請願第4号「健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書」に対し討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定であります。まず、この請願に対する賛成者の発言を許します。炭谷議員。

5 番 炭 谷 5番炭谷猛です。請願第4号健康保険証の廃止をしないよう求

める意見書を政府に送付することを求める請願についての原文賛成討論を行います。意見を2つ具体的に絞っております。

1番目、普段からカードを使い付けていない人たちや、高齢者または高齢単身世帯者等、またマイナンバーカードを使わない人にとっては、健康保険証は非常に大切なものであり、健康保険証の廃止はしないように求める町民の人たちはかなり多いと私は思っております。

2番目、私自身が35歳のときに大病を患い、長い入院療養期間経験や入退院を何回も経験したことでもあり、最近になって思うんですが、医療機関ごとの病状・病歴等・個人情報を守る点からも大きな問題があるというふうに思います。ましてやこの問題を1枚のマイナンバーカードに紐づけして、健康保険証として利用することは非常に疑問があり、納得できないものであります。以上の観点から健康保険証の廃止をしないように求めることに賛成とします。

議 _____ **長** 次に、請願に対する反対者の発言を許します。堀田議員。

1 番 堀 田 1番堀田一徳です。請願第4号健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府へ送付することの請願に反対討論を行います。マイナ保険証は、患者が医療関係者と診療情報や薬剤情報を共有することで、正確でより良い医療を受けられ、投薬の重複を避けることができます。窓口での支払いが高額になる場合、限定額適用区分証がなくても限度額を超える支払いが免除され、引越しや転職後も健康保険証として使うことができるなどのメリットがあります。マイナンバーカードには、税や年金などの情報は記載されておらず、また、マイナ保険証を持たない人には、5年を限度に資格確認書が発行されます。運用が拡大されれば、行政の事務量は増えますが、将来的には利便性が増すと考えます。よって、意見書を提出する必要はないと判断し、請願第4号に反対をいたします。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。辻議員。

6 番 辻 原文に賛成のほうで発言します。国はマイナンバーの紐づけの誤りに対する総点検が完了したということで、来年の秋にですね、保険証なくすといってるんですが、政府の総点検が誤って登録された公的情報が1万5,907件です。このうち健康保険証が8,695件と半数以上がその保険証関係でした。この保険証診療が大混乱させた反省全くないんですよ。

その中で今マイナ保険証がこう使われているんですが、その比率は毎月減り続けて今や全体の5パーセント以下です。国民の信頼を失ったマイナ保険証の一本化はやめるべきではないかと思えます。

それから、総点検とは別に厚生労働省がマイナ保険証を点検したところ、住民基本台帳や氏名や住所と一致しないものが約139万件出てきました。この確認作業は来年春までかかるといわれています。

マイナンバーカード交付数は9,700万枚を超えています。しかし、その点検がまだ進んでない状態です。この状態のなかで、現行の保険証を紐づけするっていうのはちょっと危険ではないかと思っています。いろんな確認証明書とかもありますけども、現行の保険証そのまま存続すればそういう必要はないわけで、高齢者の方々や施設なんかで管理することの不安が減りますので、ぜひ保険証をなくさないようにしていただけたらと思っています。以上です。

議 _____ **長** 次に、反対者の討論はありませんか。小牟田議員

8 番小牟田 8番小牟田です。まず私はこちらの請願をあげることに反対の意見で述べさせていただきます。マイナンバーカード、保険証機能も付いて、非常に利便性が高いと思います。今おっしゃったように、色々なミス事案ですね。これが発生しておるのも事実です。しかしながらそのミス事案の大半は、人為的入力ミスで全体の数に比べると、あってはならないことですけれども、少ないほうだと思います。現在政府のほうも調査対策室を特別に作ってこの対応にあたっております。今回の保険証を、これを廃止するという方向は、政府が立てて進んでいる事項でございます。マイナンバーカードを作れないような方、あるいは申請できないような方については、今まで通り保険証の代わりに資格確認書という手立てを設けています。こちらは申請をしなくても、初回は送付を各個人該当者にやるような手立てでございます。なおかつ有効期限を5年にしてその間に色々なマイナンバーカードの構築あるいは訂正をですね、こういうのを進めていけると思います。したがって、この保険証の継続を求める請願については反対をいたします。以上です。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第4号「健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書」の採決を行います。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。請願第4号「健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書」を採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい、起立少数です。したがって請願第4号「健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を政府に送付することを求める請願書」は不採択とすることに決定をいたしました。

(10 : 52)

日程第4 議員派遣の件

議 長 次に、日程第4「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は川棚町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配付をしました別紙のとおり議員派遣をしたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」は、お手元に配付をしました別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

議 長 なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日その内容等に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(1 0 : 5 3)

議 _____ **長** ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

(1 0 : 5 4)

議 _____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。会議を閉じます。

令和5年12月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。大変お疲れ様でした。

(1 0 : 5 4)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村 井 達 己

会議録署名議員 小 田 成 実

会議録署名議員 山 中 美 由 紀